

# 行政の焦点

## 11月は「労働時間適正化キャンペーン」期間です

平成22年の愛知県内の労働者1人平均年間総実労働時間は、前年に比べ60時間増加し1824時間と平成20年秋以降の急激な景気後退以来3年ぶりに増加に転じました。また就業形態別にみると一般労働者は、2006時間で前年に比べ63時間増加し、パート労働者は、1138時間で前年に比べて39時間増加するなど景気の回復基調が見られました。また、平成22年に愛知労働局が実施した長時間労働の抑制のための自主点検結果（3086事業場）では、直近の1年間において、1ヶ月当たり「100時間を超える時間外労働」を行った労働者がいた事業場は、

15・0%で、「80時間超100時間以内の時間外労働」を行った事業場の15・1%を加えると、30・1%にもなり、厳しい雇用情勢が続く中、一部の事業場では、依然として長時間労働の実態が見られました。なお、「100時間を超える時間外労働」を行った労働者がいた462事業場について、過重労働による健康障害防止対策として、申し出があった者に対して「医師による面接指導を実施して意見を聴いている」のは、306事業場（66・2%）に止まり、長時間にわたる過重な労働による健康障害防止の取り組みの推進が求められます。また、平成22年度にお

ける脳・心臓疾患に係る労災補償状況（全国集計）は、請求件数が802件（前年度比35件増）、支給決定件数が285件（同8件減）と請求は4年ぶりに増加し、支給決定は3年連続で減少しました。支給決定された内訳をみると職種別には、自動車運転従事者、年齢別には50歳代の労働者を中心に、過重労働による健康障害が依然多数発生している状況にあります。長時間の過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには脳・心臓疾患の発症との関連性が強いという医学的知見が得られており、時間外・休日労働時間数が1ヶ月当たり10

0時間を超える場合または2ヶ月から6ヶ月を平均して1ヶ月当たり80時間を超える場合には、過重労働による健康障害を発生させるおそれがあります。なお、支給決定された8割強の事案の時間外労働時間数は、月80時間以上でした。次に平成22年度の精神障害等事案の労災補償状況は、請求件数が1181件（同45件増）と2年連続で過去最高となり、支給決定件数も308件（同74件増）と過去最高となりました。精神障害等事案についても支給決定された事案の4割で時間外労働時間数が月80時間以上でした。

これらの長時間労働や過重労働に係る問題の解消に向けては、いずれも使用者が適正に労働時間を把握した上で、適切な対処を行うことが求められるものであり、また、使用者のみならず、労働者や労働組合、産業保健

スタッフ等のすべての関係者の理解を得て、労使が行われることが重要となっています。

このため、愛知労働局では、従来から、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」に基づく対策を進めてきましたが、平成23年度においても、11月に長時間労働の抑制を重点とする標記キャンペーンを設定して、

- ①時間外労働協定（36協定）の適正化等による時間外・休日労働の削減
- ②労働者の健康管理に係る措置の徹底
- ③労働時間の適正な把握の徹底

を中心に、集中的な取り組みを実施し、労使をはじめとする関係者に対して、広く周知・啓発等を行い、その主体的な取り組みを推進していただくこととしています。